

西宮市立瓦林小学校いじめ防止基本方針

西宮市立瓦林小学校

1 学校の方針

本校創立時の教育目標設定の礎

『瓦林小学校の児童としての誇りをもたせ、ひとりひとりを生かす豊かな人間性の育成をめざして次の教育目標を定める』

この“誇りをもたせ”（自尊感情）は、保護者や地域の深い理解と協力のもと取り組んできた本校教育推進の根幹として長きにわたり継承されてきた。

昨今、激変する社会の中、人間関係の希薄化やいじめや体罰の問題等々、あらゆる教育問題が山積している。家庭・地域と連携を深め信頼関係を構築し、共に課題に対応すべく不易と流行を重んじ、伝統を拡充また深化させるべく取り組んでいきたい。

学校教育活動のすべてにおいて人間尊重を基盤にし、本校のめざす児童像「考える子・助け合う子・元気な子」の育成をめざすと共に、「つながりを大切にし、誇りやあこがれを持てる子どもの育成」を重点目標として、一人一人の児童が生き生きとし、仲間と喜び合えるような楽しい生活を送れるように努める。友と学び生活を共にする中で、一人一人の良さを見つけ、共感できる場の設定をするとともに、子ども自身が安全で快適に過ごすためにと考えられるような楽しい生活指導を充実させる。そのひとつとして“瓦林小学校の児童としての誇り”を学校教育目標の【豊かな心情】と、めざす児童像の【助け合う子】の具現化に位置づけ、「つながりを大切にし、誇りやあこがれを持てる子どもの育成」をめざす。

2 基本的考え方

いじめは『どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる』という事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、**児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む**ことから始め、対応に当たる。

未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の**友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送る**ことができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくものと期待されている。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にP D C Aサイクルに基づく取組を継続して行う。

3 いじめの防止等の指導体制、組織的対応等

いじめの未然防止

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり。すべての児童が集団の一員としての自覚や自信が育ち互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出すことが未然防止の第1歩と考える。

いじめについての共通理解、豊かな心の育成に向けた教育活動や児童生徒の主体的な活動の推進。すべての児童が授業に参加し、活躍できるための授業改善であれば、学力向上はもちろん、いじめをはじめとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながると考えている。いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要不可欠である。

いじめ早期発見・早期対応

いじめの兆候を見逃さない、見過ごさないために、子供から周囲の大人が信頼され、相談されることが大前提であり、子供の言葉や体の些細な変化に気付く力を高める。学校のいじめ問題解決に向けた体制づくりはもちろん、教育相談体制の充実や、学校と地域、家庭との連携、必要に応じて福祉の専門家、医師、警察関係者など外部専門家等とも連携し対応に当たる。

【具体的な対策】

①児童のささいな変化に気づく

朝の会での出席確認時の表情や返事・授業中の態度

持ち物等の身の回りの点検

養護教諭との連携・保護者や地域との連携

定期的なアンケート調査（記入しやすいようにアンケートの様式・方法を工夫する）

②啓発活動

情報モラル教育の充実を図り、インターネットや SNS を介して行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

③気づいた情報の共有

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、毎月の生徒指導部会や「いじめ対応チーム」等に直ちに確実な情報を伝え、複数の教職員が情報を共有し対策・対応をする。

④速やかな対応

当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

4 重大事態への対応

《重大事態とは》

○いじめにより本学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

○いじめにより本学校に在籍する児童が、相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくさせている疑いがあると認めるとき。ただし、児童が一定期間連続して欠席している場合においても迅速に調査に着手する。

《重大事態への対応》

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、西宮市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家であるスクールソーシャルワーカー等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、西宮市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

学校下に、重大事態の調査組織を設置

組織の構成に当たっては専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保する。

調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。

関係者の個人情報に十分配慮する。

調査前にいじめられた児童や保護者に説明する等の措置をとる。

調査結果を学校の設置者に報告

いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童、又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査結果を踏まえた必要な措置

5 その他の事項

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めると共に、家庭訪問や学校だよりなどを通して家庭との緊密な連携協力を図る。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

年間指導計画

月	職員会議・研修 等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	いじめ対応チーム会議 年間指導計画立案 職員会議・生徒指導部会	いじめ防止に向けた教職員研修 学級・学年づくり	教育相談週間 家庭訪問
5	生徒指導部会 保護者向け啓発 (保護者会等)	学校評議員会 学校運営協議会	
6	生徒指導部会 いじめ対応チーム会議		生活実態アンケート アンケート情報結果分析
7	生徒指導部会 カウンセリングマインド研修	学校評議員会 学校運営協議会	個人懇談
8	児童理解・いじめ研修会 (学級経営・生徒指導等)	情報モラル研修	
9	生徒指導部会	学校評議員会 学校運営協議会 人権参観・懇談会	教育相談週間
10	生徒指導部会		
11	いじめ対応チーム会議 生徒指導部会		生活実態アンケート アンケート情報結果分析
12	生徒指導部会	学校評議員会 学校運営協議会	個人懇談
1	生徒指導部会		教育相談週間
2	いじめ対応チーム会議 生徒指導部会	学校評議員会 学校運営協議会 情報教育(児童・保護者)	生活実態アンケート アンケート情報結果分析
3	生徒指導部会		